9．事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の拠出区分期間の設定状況

（1）事業主掛金の拠出区分期間の設定が次のうちのいずれであるか記載すること。

①１年間を１区分とし、12か月分ごとに納付する。
②１年間を２区分とし、６か月分ごとに納付する。
③１年間を３区分とし、４か月分ごとに納付する。
④１年間を４区分とし、３か月分ごとに納付する。
⑤１年間を６区分とし、２か月分ごとに納付する。
⑥１年間を12区分とし、１か月分ごとに納付する。
⑦その他

（2）（1）で⑦を選択した場合、次の表に拠出区分期間の分類（同じ拠出区分期間であれば同じ数）を記載すること。

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

（備考）例えば、12月～６月を１つ目の拠出区分期間とし、７月～11月を２つ目の拠出区分期間とする場合の拠出区分期間の分類は次のように記載すること。

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2

（3）企業型年金加入者掛金の拠出区分期間の設定が次のうちのいずれであるか記載すること。

①１年間を１区分とし、12か月分ごとに納付する。
②１年間を２区分とし、６か月分ごとに納付する。
③１年間を３区分とし、４か月分ごとに納付する。
④１年間を４区分とし、３か月分ごとに納付する。
⑤１年間を６区分とし、２か月分ごとに納付する。
⑥１年間を12区分とし、１か月分ごとに納付する。
⑦その他

（4）（3）で⑦を選択した場合、次の表に拠出区分期間の分類（同じ拠出区分期間であれば同じ数）を記載すること。（複数あればその１例）

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

（備考）例えば、12月～６月を１つ目の拠出区分期間とし、７月～11月を２つ目の拠出区分期間とする場合の拠出区分期間の分類は次のように記載すること。

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2

10．返還資産額の状況

	人　　数	返　還　資　産　額
男	人	円
女	人	円
計	人	円

（備考）事業年度内に返還された資産について記載すること。